

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

C

1. Aのような身障害者に対して、郵便等による不在者投票と一律に認めないとする現行法が選挙権行使の違憲な制限にあたるか、以下検討する。

2(1)まず、憲法(以下、法令名省略)前文及び第1条は国民主権を規定しており、43条は「全国民を代表する」者として、選挙された衆参両議院議員を記している。そして、15条1項は、両議院議員の選定が国民固有の権利であること、同条3項は普通選挙についてそれぞれ保障している。また、44条ただし書は平等選挙を保障しており、選挙人は人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別されてはならない。

(2)以上を踏まえると、国民主権原理の下、国民主権の實現されるためには、衆参両院の選挙において投票~~権~~
~~と~~~~して~~~~投票~~と、「全国民を代表する」議員と
選ぶことが不可欠である。そして、普通選挙、平等選挙を實現するためには、投票の機会が平等に与えられるべきである。~~選挙権~~

(3) ^{このように}選挙権及びその行使の自由は、民主主義、国民主権を實現するうえで重要な権利であり、やむを得ない事情が存在しない限りは、その自由を制限することは認められない。具体的には、選挙権の行使を制限しなければ、適切な選挙の運営や選挙の公平性を保つことが事実上不能ないし著しく困難であると認められない限り、その制限は許されない。

3. 本件においてAは、^{身障}~~身障~~身障害の程度が3級であり、1級若しくは2級という条件を満たさないことにより、郵便等による不在者投票が認められなかった。

内容は、
大なしめし
コ・パ・ト
まじない。

判例の言及が
ほい。

判例と同じ
判例基盤だが、
自説として述べ
たこと
判例の趣旨の
検討は、本人の論議と
違っている。

1 ページ

裏面へ

そしてAは、自宅の立地、投票所と期日前投票所の立地、
介助者の状態等を鑑みて、投票所での投票が著しく困難
であり、実質的に投票ができなくなっている。そのため、
Aは選挙権の行使を制限されているといえる。

5 4. では、以上のようなAに課されている制限^{について}による~~得ない~~
事情があるといえるか。

(1) たしかに、身障害の程度を区切っておかなければ、

郵便等による不在者投票制度がみずみずしく利用
されたり、選挙人の~~管理が困難になることを考える~~。

10 管理が複雑となり、選挙運営に混乱をおよぼす
おそれがある。また、管理の困難さから、二重投票
や集言ミスなどの弊害も生じかねない。

(2) しかし、郵便制度及び科学技術が発展している現代
社会において、選挙人の管理は不可能ではなく、~~最も~~

15 ~~最小限~~ 管理システムを適切に活用すれば、ミスも最小
限におさえられることができる。よって選挙の運営が公正に阻害されることはない。

そして身多様性がより重要視されるようになって社会に

において、身体の状態、障害の程度、家族構成、

生活スタイル、住み地域等が多様化しているにも

20 かわらず、その多様性を重視し十分に考慮せず、

身障害の程度が1級または2級の者により郵便等による

不在者投票制度を認め、それに該当しない者に対しては、

投票所に赴くことがいかに困難であってもこれを認め

ないとする~~ことは投票の機会を不当に制限する~~

25 ~~ものであるといえる~~。 ^{本人} 料にあたりない者の

5. 以上を踏まえて、選挙権の行使を制限するやむを得ない

事情には~~あた~~はなく、本件における選挙権の行使

の制限は~~許されないとはいえない~~。憲法、15条1項、3項、

43条、44条に反し許されないと考える。

ここは
「やむを得ない事情」
の有無という
判断基準と
おぼえていい。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

、三段論法は主として意識されています。

・判例と同じ判断基準を示しているが、判例と異なる権利の重要性判断が誤れているという評価を述べては回避できる

5 ・判例と同じ判断基準にしているが、判例の身軽にすぎているという点、強弱が評価が伴う。

・判断基準があまりにわかりやすい部分がある。説得性には欠けているのではないか、と指摘される。

10

15

20

25

3 ページ

裏面へ